

北見市消費者被害防止 ネットワーク会議ニュース No.78

発行：北見市市民環境部市民生活課消費生活係
電話：(0157) 25-1149 (消費生活センター 電話 23-4013)

“架空請求メールに注意！” 暗号資産で料金を支払うようメールで脅迫された という相談が、市内でも複数報告されています！

「使っているデバイスに侵入し、あなたがアダルトサイトを閲覧している姿を録画した。ビットコインで16万円送信しなければ、家族や知人にデータを送信する。」と、自分のメールアドレスを差出人とした電子メールで脅迫されたという相談が、市内でも複数報告されています。

16万円を支払わないで映像をばらまかれた例は1例もありません。架空請求メールの一種ですので、相手にせずに見捨てましょう。

また、利用しているメールアドレスのパスワードは、わかりにくいパスワードに変更しましょう。

まずは最寄りの消費生活センターへ相談しましょう！

架空請求か判断がつかなかったり、不安を持ったりした場合には、相手に連絡せず、また料金を支払う前に、まず消費生活センターに相談しましょう。

**北見市消費生活センター(月～金、10～16時) ☎23-4013
北見市北4条東4丁目6番地 北見市役所第2分庁舎 1階**